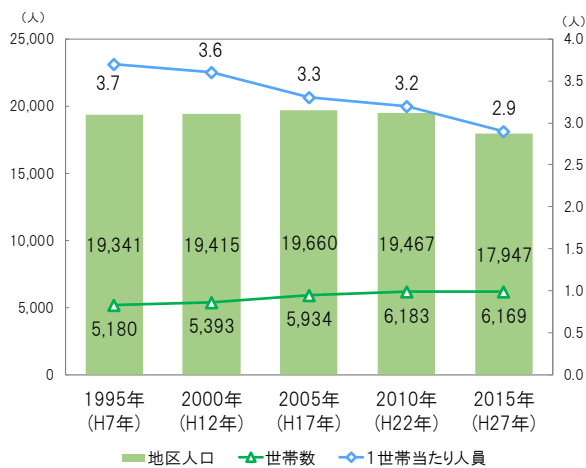


10 福田地区

(1) 地区の現況

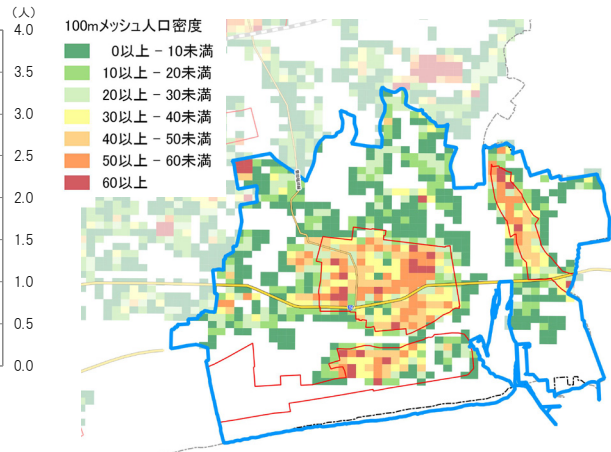
- 福田地区は、面積約 1,659.0ha(うち市街化区域 427.6ha)で南は遠州灘に面し、地区全域が低地部となっており、市街化区域は、中央部、豊浜、南部の3地域からなり、住居系市街地には、地場産業である織物工場も立地しています。また、南部の工業系市街地には、大規模な工場が立地しています。
- 市街化調整区域は、水田を中心とした優良農地が広がり、それらの農地の中に集落が形成されています。
- 海岸部東端には福田漁港があり、遠州灘海岸沿いは県立自然公園に指定されています。
- 2015年(平成27年)の人口は17,947人で市総人口の約10.7%に相当し、福田・豊浜地区及び土地区画整理事業が進められた地区で人口密度が高くなっています。

人口・世帯の推移



出典：国勢調査

人口密度の状況



出典：2010年(平成22年)国勢調査に関する地域メッシュ統計

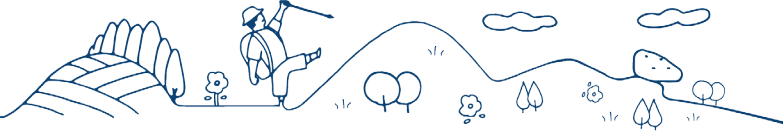
地区の状況



▲既成市街地（福田地区）



▲渚の交流館



(2) 地域のまちづくり方針

～ 豊富な地域資源を活かしたにぎわいづくりと防災機能の向上 ～

- ・ 福田漁港周辺は、防災機能の維持を図るとともに、交流・レクリエーション拠点として、渚の交流館や地域資源を活かしたにぎわいづくりの推進
- ・ 津波対策のための海岸堤防整備の推進

① 土地利用、市街地整備の基本方針

● 地域拠点における都市機能及び居住の誘導

福田地区の地域拠点は、複合市街地地区と位置づけ、既存の用途地域規制に加え、立地適正化計画制度の活用により、日常生活に必要となる商業・医療・福祉施設等の都市機能や居住を誘導することで、生活の利便性が持続する市街地の形成を図ります。

● にぎわいが持続される土地利用（国道150号沿道）

国道150号沿道は、沿道市街地地区と位置づけ、既存の用途地域規制により周辺の居住環境に配慮した沿道サービス機能を誘導し、にぎわいが持続される土地利用を図ります。

● 周辺環境と調和した産業振興

産業集積地区では、今後とも産業の振興を図るとともに、福田南部工専地区においては、新たな企業誘致等に対応するため、周辺環境との調和や土地利用規制との調整を図った上で、必要に応じて工業用地の拡大を検討します。

また、産業集積地区や産業軸の周辺は、需要に応じて周辺環境との調和や土地利用規制との調整を図った上で工場等の立地を検討します。

(都)磐南海岸線(国道150号バイパス)の未整備区間については、道路整備の進捗に応じて高まることが予想される民間の開発需要を適切に誘導します。

● 市街化調整区域における居住環境の維持

優良農地の保全を基本とし、集落地の居住環境の維持を図るとともに、コミュニティ拠点周辺に日用品店舗等の誘導を検討します。

② 道路・交通の基本方針

● 幹線道路の整備

(都)磐南海岸線(国道150号バイパス)や(都)一色塩新田線の整備を推進します。

また、(都)磐南海岸線(国道150号バイパス)の一部区間、(都)福田西幹線については、遠州大橋の無料化等の影響を考慮した上で、幅員変更等の見直しを検討します。

その他、(仮称)浜松小笠山間広域幹線道路については、引き続き隣接市と調整を図っていきます。

③ 緑地・水辺の基本方針

● 遠州灘海岸等の自然環境の保全・活用

遠州灘海岸一帯の海浜・海岸林は、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されており、海浜侵食・堆積対策等の防災対策を進めるとともに、自然地として保全を図ります。

また、遠州灘海岸等では、連続した自然空間を活かした自転車利用の促進を図るための太平洋岸自転車道が整備されており、健康づくりの場や交流の場として活用されていることから、引き続き県とともに施設等の適切な維持管理に努めます。

④ 都市環境の基本方針

● 交流・レクリエーション拠点機能の充実（福田漁港周辺）

福田漁港周辺は、食の拠点づくり構想に基づき整備された渚の交流館等の活用によりにぎわいの創出を図るとともに、アクセス道路の整備により交流・レクリエーション拠点への交通利便性の向上を図ります。

● 水害・津波対策の推進

大雨時の浸水被害を軽減するため、太田川・仿僧川の河川改修やポンプ場の整備、排水機場の改修を計画的に進めます。

また、沿岸部は、海岸堤防の整備をはじめとする総合的な津波対策により都市の防災機能を高めます。



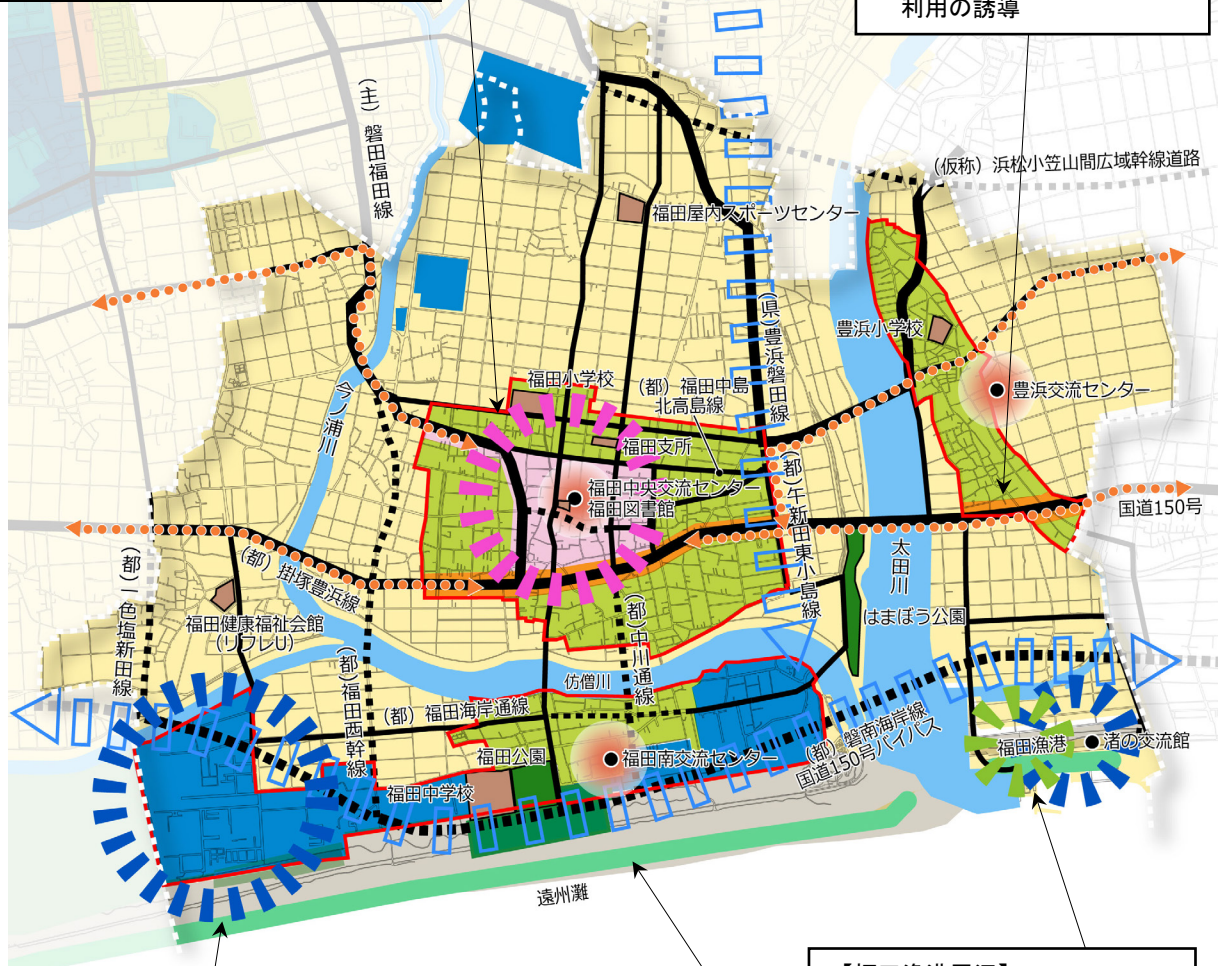
まちづくり方針図：福田地区

【地域拠点(福田地区)】
 ▶ 日常生活に必要な都市機能や居住の誘導

▶ 地区内の緑地や河川は、良好な景観形成やうるおいを与える自然空間として保全に努める

【産業集積地区及び産業軸の周辺】
 ▶ 周辺環境や土地利用規制と調整の上、工場等の立地を検討

【国道150号沿道】
 ▶ にぎわいが持続される土地利用の誘導



【既存工業団地及び工業団地周辺】
 ▶ 産業集積の維持
 ▶ 福田南部工専における計画的な工業用地の拡大検討

【福田漁港周辺】
 ▶ 交流・レクリエーション拠点への交通利便性の向上

【沿岸部】
 ▶ 海岸堤防整備の推進

【一般住宅地区】
 ▶ 緑豊かなゆとりある居住環境の保全

▶ 福田公園等の適切な維持管理

凡例

- | | | | |
|---------------|-----------|----------------|-------|
| 地域拠点 | 一般住宅地区 | 高速道路 | 地域界 |
| 産業拠点 | 産業集積地区 | 主要な道路(整備済・概成済) | 市街化区域 |
| 交流・レクリエーション拠点 | 産業軸 | 主要な道路(計画・構想) | |
| コミュニティ拠点 | 農業・集落調和地区 | 公共交通軸 | |
| 沿道市街地地区 | 緑地保全地区 | 河川 | |
| 複合市街地地区 | 海岸堤防 | 主要な公園 | |

序章

1 章

2 章

3 章 **地域別構想**

4 章

用語解説

*41：指定大規模既存集落制度

市街化調整区域における開発許可基準の一つ。一定の条件を満たす指定した区域内で、要件に該当する人が、自己用の住宅を建築することができるもの。

*42：静岡県自然環境保全地域

自然環境保全地域は、自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定される地域で、本市では平成3年に桶ヶ谷沼が指定されている。

*43：ながふじ学府

豊田中学校区(豊田中学校・豊田東小学校・豊田北部小学校)の学府のこと。学府とは、小中一貫教育を行う各中学校区の小中学校全体のこと。

*44：市民協働事業

市民及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業のこと。

*45：太平洋岸自転車道

千葉県銚子市を起点とし、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県を通過して和歌山県和歌山市を終点とする延長約1,400kmの自転車道で、静岡県内では静岡清水自転車道、静岡御前崎自転車道、浜松御前崎自転車道がある。